

日弁連総第151号
2012年（平成24年）1月26日

警視総監 樋口 建史 殿

日本弁護士連合会
会長 宇都宮 健 児

警 告 書

当連合会は、任意団体X申立に係る警視庁の公表行為に関する人権救済申立事件（2010年度第08号事件）につき、以下のとおり警告する。

第1 警告の趣旨

貴庁は、平成22年3月30日、警察庁長官狙撃事件の公訴時効完成を受けて、「この事件は、甲の信者グループが、教祖の意思の下に、組織的・計画的に敢行したテロであったと認めました」と記者会見において発表するとともに、「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」を貴庁のホームページ上に掲載して、同捜査結果概要「第4 捜査の結果判明した複数の教団信者（当時、以下同じ）の本事件関与の疑い」において、「複数の教団信者が本事件に関与していたことを強く疑わせる」（4ページ23行目以下）、「教団幹部信者E及びその周辺の関係信者並びに信者Aなどにより構成されるグループを本事件犯行の容疑グループとして特定した。」（12ページ2行目以下）、同捜査結果概要「第5 考察と結論」において「本事件は、教祖たる丙の意思の下、教団信者のグループにより敢行された計画的、組織的なテロであったと認めた」（14ページ12行目以下）などと、警察庁長官狙撃事件が甲信者グループの犯行であると断定して公表行為を行った。

捜査機関である貴庁が、公訴提起さえされていない者や団体を犯罪者と断定し、公表する行為は、憲法31条及び無罪推定原則に反し、犯人と断定された甲信者グループ、ひいては甲を宗教的に継承する団体である申立人の名誉権を侵害するものである。

よって、当連合会は、貴庁に対し、

- 1 上記の記者会見の発表内容を撤回するよう警告する。
- 2 公訴提起に至らなかった者や団体について、貴庁の判断で犯人と断定するような違法な公表行為を二度と行わないように警告する。

第2 警告の理由

別紙「調査報告書」記載のとおり。

以 上

任意団体 X 申立に係る警視庁の公表行為に関する
人権救済申立事件調査報告書

2012年1月20日
日本弁護士連合会
人権擁護委員会

事件番号 2010-08
受付日 2010年（平成22年）4月30日
申立人 任意団体X
相手方 警視庁

第1 結論

当事件委員会は、調査の結果、警視庁に対して別紙のと通りの警告を行うことを相当とする。

第2 申立ての趣旨及び理由

1 申立ての趣旨

警察庁長官狙撃事件について、被疑者不詳のまま時効が完成し、起訴できなかったにもかかわらず、警視庁公安部長青木五郎が「この事件は、甲の信者グループが、教祖の意思の下に、組織的・計画的に敢行したテロであったと認めました」と記者会見において発表し（以下、「本件発表」という。）、「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」（以下、「捜査結果概要」という。）を30日間警視庁ホームページに公表したことは違法な公表と認定した上で、相手方に対して、以下の勧告を行うことを求める。

- (1) 警視庁は、かかる違法な公表行為を二度と行わないこと
- (2) 警視庁は、記者発表内容の訂正を行うなど、申立人の名誉を回復させる措置を講ずること

2 申立ての理由

(1) 当事者

申立人は、無差別大量殺人を行った団体の規制に関する法律（以下、「団体規制法」という。）第5条に規定される観察処分に付されている任意団体であり、宗教法人甲を宗教的に継承するものである。

相手方は、警視庁である。

(2) 事案の概要

- ① 1995年（平成7年）3月30日に発生した警察庁長官狙撃事件は、2010年（平成22年）3月30日に公訴時効が完成した。
- ② 相手方は、公安部長青木五郎をして、2010年（平成22年）3月30日午前、記者会見を行い、警察庁長官狙撃事件は甲の信者グループが教祖の意思の下に、組織的・計画的に敢行したテロであったと断定する発表を行った。

③ 相手方は、前記記者会見において、その発表の根拠と称する捜査結果概要を相手方のホームページに2010年（平成22年）3月31日から同年4月30日まで掲載すると発表し、実際に、捜査結果概要は予告どおり30日間にわたって掲載された。

(3) 人権侵害

警察庁長官狙撃事件について、被疑者が特定されないまま公訴時効が完成したということは、捜査機関が被疑者を特定するだけの十分な証拠を収集できなかったことを意味する。

それにもかかわらず、相手方が、甲信者を同事件の実行主体として断定したこと、甲を「今なお、法に基づき、無差別大量殺人行為に及ぶ危険性が認められる団体として観察処分を受けている」として、申立人を事実上名指ししたことは、申立人としては相手方からいわれのない誹謗中傷を受けたに等しく、名誉権を著しく侵害されたものである。

第3 調査の経過

2011年 4月20日、申立人から事情聴取
同日 第1回事件委員会開催
2011年 4月28日、警視庁への照会文書発信
2011年 5月16日、第2回事件委員会開催
2011年 5月25日、警視庁からの回答（5月23日付け）

第4 申立人の提出した資料、警視庁に対する照会（いずれも事実認定に用いたものに限る。）

1 申立人から提出された資料

- ① 記者発表冒頭発言
- ② 警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要
- ③ 報道資料

2 警視庁に対する照会及びその回答

平成23年4月28日付け照会において、相手方に対して、

- ① 記者発表時の「冒頭発言」において、「この事件は、甲の信者グループが教祖の意思の下に、組織的・計画的に敢行したテロであった」「甲が（中略）危険性が認められる団体として観察処分を受けていることなどにかんがみ」などの記載が存するところ、現在団体規制法に基づく観察処分の対象となっているのはX及び乙のみであることから、この「危険性が認められる団体」

とは、X及び乙を指している、また「甲の信者グループ」とは、甲という宗教的教義の信者グループであり、冒頭発言配布当時でいうと、X及び乙の信者グループを指すと理解されるが、そのような理解でよろしいか。

② 平成23年2月に「警察庁長官狙撃事件捜査検証に関する報告骨子」と題する書面を公表しているとのこと（報道）であるが、報告骨子の作成者は相手方か、報告骨子のほかに報告書全文が存在するか、警察庁長官狙撃事件につき「甲の信者グループのテロ」と発言し、警視庁ホームページに冒頭発言及び捜査結果概要を30日間掲載したことの是非についての検証が行われたか。

③ 警察庁長官狙撃事件について、「甲の信者グループのテロ」と公表すると判断した理由、また公表したことについて現在どのように考えているかの3点を照会した。

これに対して、相手方は、平成23年5月23日付け「照会に対する回答について」と題する文書において、「照会事項については、係争中につき、回答は貴意に沿いかねます」との回答がなされたのみで、実質的には回答しない。

第5 認定した事実

1 本件発表及び捜査結果概要のホームページ掲載

申立人提出の記者発表冒頭発言、警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要、報道資料によれば、警視庁が、公安部長青木五郎をして、申立ての理由記載の記者発表及びホームページ掲載を行った事実を認定できる。

2 申立人が甲を宗教的に継承している事実

申立人からの事情聴取及び公知の事実により、申立人が甲を宗教的に承継している事実は認定できる。

3 申立人が団体規制法による観察処分を受けている事実

申立人からの事情聴取及び公知の事実により、申立人が団体規制法による観察処分を受けている事実を認定できる。

第6 当委員会の判断

1 本件の問題点

本件では、事実関係については争いのないところであり、警視庁による記者発表、及びその後の捜査結果概要のホームページ掲載について、

① 「冒頭発言」における、「この事件は、甲の信者グループが、教祖の意思の下に、組織的・計画的に敢行したテロであったと認めました」

- ② 「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」「第4 捜査の結果判明した複数の教団信者（当時，以下同じ）の本事件関与の疑い」における「複数の教団信者が本事件に関与していたことを強く疑わせる」（4 ページ23行目以下）
- ③ 「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」「第4 捜査の結果判明した複数の教団信者（当時，以下同じ）の本事件関与の疑い」における「教団幹部信者E及びその周辺の関係信者並びに信者Aなどにより構成されるグループを本事件犯行の容疑グループとして特定した。」（12 ページ2行目以下）
- ④ 「警察庁長官狙撃事件の捜査結果概要」「第5 考察と結論」における「本事件は，教祖たる丙の意思の下，教団信者のグループにより敢行された計画的，組織的なテロであったと認めた。」（14 ページ12行目以下）

などと甲信者グループを犯人と断定した記載部分が人権侵害と評価し得るか否か，及び申立人が人権を侵害された者といえるか否かの点が問題となる。

2 人権侵害性

(1) 名誉権（憲法13条）侵害

起訴され，被告人となった者は，犯罪の証明がないときには無罪とされ（刑事訴訟法第336条），たとえ有罪の場合であっても有罪の判決が確定するまでは無罪が推定されるのであるから（憲法31条，無罪推定原則），起訴さえされずに公訴時効が完成した事件の被疑者が無罪の扱いをされなければならないことはあえていうまでもない。

したがって，警察庁長官狙撃事件において，甲の信者グループが被疑者であったとしても，公訴提起さえされず，公訴時効が完成したことによって，それらの被疑者も無罪の扱いを受けなければならないことになる。

しかるに，本件発表は，無罪の者としての扱いを受けるべき甲信者グループが，「組織的・計画的に敢行したテロであったと認めました」として，犯罪を犯した者と断定して公表したものであって，人ないしは団体の価値に対する社会的評価を著しく貶めるものであって，甲信者グループの名誉権を侵害したことは明らかである。

なお，甲に属する信者グループは，坂本弁護士一家殺害，松本サリン・地下鉄サリン事件等数多くの人命に関わる事件を起こし刑事裁判で厳しく断罪されているが，そのことが起訴さえされなかった警察庁長官狙撃事件をその犯罪であると断定する名誉権侵害を正当化することにはならない。

(2) 人権侵害の程度

そもそも捜査とは，公訴の提起・追行のため，犯人を発見保全し，証拠を収集・確保する捜査機関の行為であることから，捜査結果は，原則として公

訴提起後の公判維持又は起訴・不起訴の処分決定のために使われるべきものである。

例外的に、捜査過程の検証等他の目的に使用する必要性が存在するとしても、その場合には、秘密の保持及び関係者に対する配慮が徹底されねばならない。これは捜査中の事件に関する犯罪捜査規範9条1項が捜査中の秘密の保持を、10条が関係者に対する配慮を定めていることから、捜査が終了した事件においてはより一層これらの利益の保護を徹底する必要性が存することからも明らかである。

しかるに、相手方は、「犯行の個々の関与者やそれぞれが果たした役割について、刑事責任の追及に足る証拠をもって特定・解明するには至りませんでした」（冒頭発言）と、自ら、甲信者グループの犯行であることを証明するに足る資料が存しないことを認めながら、あえて本件発表を行っているのであり、検察官が起訴するに至らず、裁判所が有罪と認定するに至らない事件について、第一次捜査権を有するにすぎない警察が、これらの手続を経ずに無罪と扱われるべき者を犯罪者として本件発表を行っているのであり、これは甲信者グループの名誉権を侵害するとともに、無罪推定原則（自由権規約14条2項）、適正手続の保障（憲法31条）に反するものであって、その人権侵害性は重大である。

(3) 国民の知る権利、表現の自由との関係

本件発表及び捜査結果概要の内容には、警察庁長官狙撃事件についての、司法警察活動を行う行政機関である警視庁による捜査結果が含まれているから、国民が積極的に政府情報の公開を求める権利としての「国民の知る権利」との関係を検討しておく。

まず、国民が政府など公的機関に対して、積極的に情報の公開を求めることができる積極的情報収集権としての「国民の知る権利」を有していることについては、異論はない。

一方、警視庁による本件発表及び捜査結果概要のうち、「1 本件の問題点」において摘示した部分は、警察庁長官狙撃事件について、逮捕された被疑者は公判請求（起訴）されないまま釈放され、他には逮捕さえされた者はなく、被疑者不詳のまま公訴時効が成立したにもかかわらず、その直後に甲の信者による犯行であったと認定（断定）したものであり、これは客観的な捜査結果を発表したのではなく、その捜査に基づく警視庁の評価を示したものにすぎない。

そして、この警視庁による本件発表及び捜査結果概要が、警察庁長官狙撃

事件について、被疑者を特定し、公訴を提起できなかったにもかかわらず、甲の信者グループによる犯行であると認定（断定）したことは、近代法の基本原則であり、世界人権宣言11条1項や、日本政府も批准する市民的及び政治的権利に関する国際規約（国際人権B規約）14条2項で規定され、刑事訴訟法336条でも表明されている「無罪の推定」に反し、適正手続の保障を定めた憲法31条の趣旨にも反することは明らかである。

つまり、警視庁による本件発表及び捜査結果概要のうち、少なくとも「1 本件の問題点」において摘示した部分については、事実といえるものではなく、世界人権宣言や国際人権B規約、刑事訴訟法に反し、憲法の趣旨にも反してなされた警視庁による判断（評価）でしかない。

そうすると、警視庁による本件発表及び捜査結果概要のうち、「1 本件の問題点」において摘示した部分については、そもそも「国民の知る権利」の対象たる事実でないことはもとより、これを国民の公的機関に対する積極的情報収集権の対象となる政府情報に該当し、「国民の知る権利」の対象に含まれると評価することは、世界人権宣言や国際人権B規約、刑事訴訟法に反し、憲法の趣旨にも反する警視庁の公表行為を肯定することになる。

したがって、警視庁による本件発表及び捜査結果概要の内容のうち、少なくとも「1 本件の問題点」において摘示した部分については「国民の知る権利」の内容に含まれないといわざるを得ない。

さらに、「表現の自由」との関係で付言すると、表現の自由は国家からの自由（消極的自由）の核心的な人権であり、行政機関である警視庁の行為に適用されるものではないから、本件発表において、相手方の表現の自由を考慮する必要はない。

また、実際に本件発表を行った青木五郎氏は、警視庁の公安部長であることを表示し、同部長の立場で、長官狙撃事件の犯人が誰であったかについて同庁の見解を「捜査結果概要」として公表したのであるから、本件発表において、青木五郎氏個人の表現の自由を考慮すべき必要もない。

3 申立人の被人権侵害性

上記のとおり、本件発表において、犯罪者として名指しされているのは甲信者グループであり、直接的には申立人が名指しされているものではないことから、申立人がその人権を侵害されているのかが問題となる。

この点、宗教法人甲は、1996年1月に東京都の解散命令により法人としては解散し、その後、教義を継承する任意団体として継続していたものの、2000年に現在の組織であるXとして綱領・規約を作成し、団体を新規設立し

ている（その際、従前の構成員から加入に関する書面を徴している。）。

したがって、本件発表により犯罪者と名指しされている甲信者グループひいてはその当時の宗教法人甲と申立人とは、形式的には異なるものである。

しかし、申立人は、その教義において甲を宗教的に承継する団体であり、甲の信者を構成員とする団体であることが認められる。

そして、申立人は団体規制法5条による観察処分に付されていること、相手方の記者発表冒頭発言において、「甲が、今なお…観察処分を受けていること」として、相手方自身申立人を甲の信者グループにより構成されている団体と評価していることからして、その実態のいかんにかかわらず、相手方は申立人を甲信者グループにより構成される（あるいはこれを包含する）団体として、本件記者発表を行っているのである。

したがって、甲と申立人との間の連続性の有無にかかわらず、本件申立人がその人権を侵害されていることは優に認められる。

第7 結論

以上より、警視庁に対して、別紙のと通りの警告を行うことを相当とする。

以 上